

婚外子差別撤廃のための戸籍法改正を求める意見書

2013年9月4日、最高裁判所大法廷は、婚外子の相続分を婚内子の2分の1とする民法の規定を憲法違反と決定した。

近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、嫡出子、嫡出でない子の区別自体が、子供への不当な差別であるとして法改正が進んでおり、我が国のこの規定も婚外子の人権尊重のために一刻も早い法改正が望まれる。

もともと、続柄欄で出生順に序列をつけていたのは、家督相続の順序を明確にするため、現在では全く必要のないものである。したがって、続柄欄を廃止することは極めて合理的である。

よって、国におかれては、婚外子差別撤廃のため、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

- 1 戸籍法第49条第2項第1号を削除し、出生届における、嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。
- 2 戸籍法第13条第4号及び第5号を改正し、戸籍の実父母との続柄及び養親との続柄を廃止すること。なお、続柄廃止に伴い性別を明らかにする必要がある場合は性別欄を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年12月20日

大和市議会